株式会社技研製作所

ソフトウェア使用許諾契約

Piler Simulator（以下、「本ソフトウェア」という。）を使用、複製した場合、ソフトウェア使用者は、株式会社技研製作所（以下、「技研」という。）との間で、本契約に記載または言及されている全ての条件を受諾したものとみなします。

第 1 条（使用許諾）

(1)技研は、本契約に記載または言及されている条件に従ってのみ、ソフトウェア使用者に本ソフトウェアを特定のコンピューターにインストールして使用することを許諾する。技研は、本ソフトウェアを使用することができる非独占的、再使用許諾不可、譲渡不可かつ制限付きのライセンスを、ソフトウェア使用者に付与する。

(2)ソフトウェア使用者は、ソフトウェア使用者が所有またはリースし、かつソフトウェア使用者が管理しているコンピュータに限り、本ソフトウェアをインストールして、使用することができるものとする。ソフトウェア使用者は、1 台に限り、本ソフトウェアを使用することができ、最初にインストールして使用したコンピュータ以外のコンピュータを使用する場合には、技研に、その旨を届け、最初にインストールして使用したコンピュータから、本ソフトウェアの一切を削除しなければならない。

第 2 条（禁止事項および禁止事項の例外）

(1)禁止事項

① ソフトウェア使用者が、本契約において次の事項について許諾されていないことについて、両当事者は了解し、同意するものとする。

(a)ソフトウェア使用者が本ソフトウェアの使用許諾を合法的に取得しておらず、または、本契約に違反している場合に、本契約において許諾されている事項すべて

(b)本契約において、ライセンス期間が設定されているときに、そのライセンス期間を超えた場合、本契約において許諾されている事項すべて

(c)ソフトウェア使用者が所有またはリースし、かつソフトウェア使用者が管理しているコンピュータ以外のコンピュータに本ソフトウェアをインストールすること

(d)本ソフトウェアを、自らが使用するコンピュータにインストールする以外に、複製すること。第三者に本ソフトウェアの全部または一部を配布、レンタル、貸与、リース、販売、サブライセンス、その他提供すること

(e)本ソフトウェアが有する特性または機能を、ネットワーク上またはホスト方式によるものかどうかにかかわらず、第三者に対し利用可能にすること

(f)ワイド エリア ネットワーク（WAN）、仮想プライベート ネットワーク（VPN）、仮想化、ウェブ ホスティング、タイム シェアリング、サービス ビューロー、サービスとしてのソフトウェア、クラウド サービス、クラウド技術またはその他のサービスもしくは技術に関連しての使用を含め、インターネットその他の非ローカル ネットワークでの本ソフトウェアのインストールもしくはアクセスまたはかかるインストールもしくはアクセスを許容すること

(g)本ソフトウェアに付された財産権表示、ラベルまたは標章を除去、改変しまたは閲読困難にすること

(h)本ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、その他のリバースエンジニアリングをすること

(i)本ソフトウェアを翻訳、翻案、編集し、または本ソフトウェアの二次的著作物を創作し、または本ソフトウェアにその他の変更を加えること

② 本ソフトウェアは、単一の製品として、かつ、単一の製品としてのみ、ソフトウェア使用者にライセンスする。本ソフトウェアのコンポーネントを、インストールまたは使用のために分離してはならない。（技研が書面をもって許諾した場合を除き、すべてのコンポーネントが同一のコンピュータにインストールされ、かつ同一のコンピュータで使用されなければならない。）

③ ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアに関連して技研が用いている技術保護策（形態を問わない）を迂回もしくは除去するためにいかなる機器、デバイス、ソフトウェア、その他の手段も用いることはできず、また、技研が提供したものではない製品コード、オーソライゼーション コード、シリアル ナンバー、その他の複製防止装置を用いて本ソフトウェアのインストールまたは本ソフトウェアの使用をすることはできない。ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアのインストールもしくは本ソフトウェアの使用を管理、監視もしくは制御するために技研により提供されまたは利用可能にされたツールもしくは技術保護措置を迂回もしくは除去するためにいかなる機器、デバイス、ソフトウェア、その他の手段も用いてはならない。

④ ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアに関する使用制限を迂回もしくは除去するために、または本ソフトウェアに関して技研が無効化した機能を有効にするために、いかなる機器、デバイス、ソフトウェア、その他の手段も使用してはならない。ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアの無許諾の複製、インストールまたは使用を阻止もしくは防止する機能または技術的制約を迂回または除去してはならない。

⑤ ソフトウェア使用者は、第 2 条（禁止事項および禁止事項の例外）第 1 項において禁止される一切の使用もしくは行為（または、同条項で定める制限と相容れない使用もしくは行為、かかる使用および行為を総称して以下「許諾されない使用」という。）をしてはならず、また、第三者がかかる行為をなすことを許容または助長してはならない。許諾されない使用、ならびに、本契約に基づいて提供された、本ソフトウェアのライセンス付与の範囲外でのインストールもしくは本契約に適合しないインストール、または本契約に適合しない使用は、技研の知

的財産権の侵害および本契約の違反にあたり、またはかかる侵害および違反とみなすものとする。ソフトウェア使用者は、許諾されない使用、または許諾されないその他のインストールもしくはアクセスを行ってしまった場合には、その一切を、技研に速やかに通知し、技研の指示に従うものとする。

(2)禁止事項の例外

本契約において定める禁止事項は、適用法令（コンピュータプログラムの法的保護に関する EC 指令 91/250 を実施する法律、および類似の対象事項に関係する他の法域の法律を含むが、それらの法律に限定されない。）が許容する範囲内においてのみ適用する。ソフトウェア使用者は、技研からライセンスを付与された国または地域の法律のもとで他の権利を有する場合があり、かかる国または地域の法律のもとでソフトウェア使用者が有する権利を本契約が変更することを当該国または地域の法律が許さない場合、本契約は、ソフトウェア使用者が有する当該権利を変更しない。本契約中に定める禁止事項の実行が、適用法令により許容されず、または、当該国または地域における特定の権利を本契約が変更することが、適用法令により許容されないことを立証する際には、ソフトウェア使用者がその挙証責任を負うものとする。

第 3 条（本ソフトウェアの権利）

技研は、本ソフトウェアおよびその全コピーに対する権原および所有権、その他のすべての権利（著作権、商標権、営業秘密、特許権、その他の知的財産権を含むが、これらに限定されない。）を保持する。ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアに関して付与される、本契約中で明示的に定める制限付きライセンスを有するにすぎず、他のいかなる権利（黙示的権利か否かを問わない。）も有さない。本ソフトウェアは販売されるのではなく使用を許諾されること、ならびに、本ソフトウェアをインストールして使用する権利は、技研による使用許諾のもとでのみ取得されることを、ソフトウェア使用者は了解するものとする。本ソフトウェアの構造および構成、本ソフトウェアに関するソースコード、本ソフトウェアの取扱説明書、機密性または専有性を有すると特定されているその他一切の情報は、技研の貴重な営業秘密であり、かつ、技研に所有権が帰属する機密の専有情報であり、それらを第三者に配布、開示、その他提供することはできず、それらを内部でのみ使用することができ、また、ソフトウェア使用者による本ソフトウェアの内部使用のみに関連して、かつ、かかる内部使用のためにのみ、それらを使用することができる。

第 4 条（保証の制限および責任の排除）

(1)保証の制限

技研は、本ソフトウェアがソフトウェア使用者に引き渡される時点、およびその後 90 日の期間（以下「保証期間」という。）にわたり、本ソフトウェアは、取扱説明書に記載されている特性および機能を提供することを次の範囲に限り保証する。保証期間中に技研が負う全責任および保証期間中にソフトウェア使用者に与えられる排他的救済（これらを以下「保証の制限」という。）は、排除または限定することが法律上できない制定法上の保証または救済を除き、次のうち技研が選択する方となる。

(a)エラーの是正もしくはワークアラウンドを試みること。

(b)ソフトウェア使用者によって支払われたライセンス料を速やかに払い戻し、本契約、もしくは本ソフトウェアに関するライセンスを解除すること。かかる払い戻しは、ソフトウェア使用者が、ソフトウェア使用者のライセンス ID の写しとともに、ソフトウェア使用者の最寄りの技研の事業所に、本ソフトウェアの一式を保証期間中に返却することを前提条件とする。

(2)責任の排除

第 4 条（保証の制限および責任の排除）第 1 項で定める明示的な保証の制限を除き、適用法令上許容される最大限の範囲内で、技研は、本ソフトウェアに関する、明示または黙示を問わず、いかなる保証または表明（商品性、特定目的適合性もしくは権利の非侵害性の黙示的保証、または制定法、取引の過程もしくは商慣習から黙示される保証を含むが、これらに限定されない。）あるいはいかなる種類の条件も提供せず、ソフトウェア使用者は、かかる保証、表明または条件の提供を受けることはできない。本ソフトウェアならびに本ソフトウェアが有する特性および機能に関する記述または表明であって、本ソフトウェアまたはソフトウェア使用者との間の連絡においてなされるものは、情報提供を目的としているにすぎず、保証、表明または条件にあたらない。上記を制限することなく、技研は、技研もしくは第三者によるサポートに基づくかを問わず、本ソフトウェアの作動もしくは出力に中断もしくはエラーがないこと、またはそれらの正確性、信頼性もしくは完全性、技研もしくは第三者によってエラーが訂正されること、あるいは技研もしくは第三者がある特定のサポート依頼を解決すること、または かかる解決がソフトウェア使用者の要求もしくは期待に合致することについて一切保証しない。

第 5 条（注意事項）

(1)機能の制限

本ソフトウェアは、技研が製造・販売する圧入機の操作者が使用することを意図した圧入機操作のシミュレータソフトである。技研は、本ソフトウェアの利用を通じて得られる結果についてのいかなる責任も負わない。ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアの監視、運営および管理についての責任、ならびに本ソフトウェアを利用することによってもたらされる結果についての責任を負う。かかる責任には、本ソフトウェアの適切な利用に関する判断、ならびに意図された結果の招来を支援するための本ソフトウェア､その他のコンピュータ プログラムおよびソフトウェアの選択が含まれるが、これらに限定されない。ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアの出力の信頼性、正確性、完全性等をテストするための独自の手続の妥当性を確保すべき責任を負う。技研は、本ソフトウェアが特定の機能を提供するためのソフトウェア使用者に固有の総合的なハードウェアおよびソフトウェア環境の一部分を構成すること、ならびに、ソフトウェア使用者が望む結果を招来しない場合があることを、ソフトウェア使用者は了解するものとする。

(2)ライセンスキー

本ソフトウェアに予めライセンス期間が設定されている場合、本ソフトウェアのライセンス期間満了後の使用継続にはライセンスキーが必要となる。ライセンス期間満了後、本ソフトウェアを使用継続する場合、ソフトウェア使用者は、技研に対しライセンスキーの発行に必要な手続、およびライセンス料の支払いを行うことに同意する。

第 6 条（責任制限）

(1)責任の種類および限度額

技研は、いかなる場合でも、付随的損害、特別損害、間接損害、偶発的損害もしくは懲罰的損害、または逸失利益、利用不能損失、逸失収入もしくはデータの喪失、または事業の中断に関する責任について（損害賠償またはその他の責任を求めるための法理かにかかわらず)、直接または間接を問わず、一切負担しないものとする。また、本ソフトウェアに関連して技研が負担する損害賠償責任は、本ソフトウェアの対価としてソフトウェア使用者が支払ったまたは支払うべき金額を超えないものとする。

(2)責任制限の適用および根拠

本条において定める責任の制限は、適用される法令により許容される最大限の範囲内で、あらゆる損害賠償その他の責任（その発生原因を問わず、また、契約法上生じるか、過失を含めた不法行為の法理から生じるか、その他の責任法理から生じるかを問わない。）に適用されるものとし、当該責任が発生する可能性が技研に知らされていた場合であっても、かつ、本契約上享受できる救済がその基本的目的を達成できるか否かにかかわらず、あらゆる損害賠償その他の責任に適用されるものとする。さらに、技研によって課され、ソフトウェア使用者が支払うライセンス料は、本条が意図する危険負担の割合に応じて、当該危険負担の割合を反映していること、ならびに、本条は、両当事者間の合意の不可欠な要素であることについて、ソフトウェア使用者は同意するものとする。

第 7 条（有効期間および解除）

(1)有効期間、解除または停止

本ソフトウェアに関して本契約のもとで与えられるライセンスは、ソフトウェア使用者が、本ソフトウェアをコンピュータにダウンロードするときに発効する。ただし、ソフトウェア使用者が、試用期間として定められた期間内に、適用される料金を支払わなかった場合は、ライセンスは終了する。

技研とソフトウェア使用者との各々は、相手方が本契約に違反しており、かつ、書面での催告後 10 日以内に当該違反を除去しなかった場合には、本契約、本ソフトウェアに関するソフトウェア使用者のライセンスを解除することができる。さらに、技研は、ソフトウェア使用者が技研への支払いをせず、または本契約の規定を遵守しなかった場合､かかるライセンス､および本契約上の技研のその他の義務もしくはソフトウェア使用者のその他の権利を、解除に代えて停止することができる。また、ソフトウェア使用者が破産手続の対象となり、支払不能になり、または債権者との間で私的整理をした場合にも、技研は本契約を解除することができる。ソフトウェア使用者が清算手続に入った場合、本契約は、技研による更なる通知または措置がなくとも自動的に終了する。技研は本契約上の権利または義務を譲渡しまたは下請負に出すことができることを、ソフトウェア使用者は了解する。

(2)本契約の解除、またはライセンス期間満了によって及ぼされる効果

本契約が試用期間満了をもって終了し、解除され、または本ソフトウェアに予め設定されたライセンス期間が満了となったときには、本契約のもとで与えられたライセンスは消滅する。ソフトウェア使用者に与えられたライセンスが解除または期間満了となったときには、ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアの使用を中止し、かつ、本ソフトウェアの全コピーをアンインストールしなければならない。ソフトウェア使用者は、速やかに、本ソフトウェアを廃棄または技研に返却する。技研は、本ソフトウェアの全コピーがアンインストール済みであり、かつ、技研が当該要求をする場合には、廃棄済みまたは技研に返却済みであることの十分な証拠を示すようソフトウェア使用者に要求する権利を留保する。

(3)存続条項

第 2 条（禁止事項および禁止事項の例外)、第 4 条（保証の制限および責任の排除）第 2 項、第 5 条（注意事項)、第 6 条（責任制限)、第 7 条（有効期間および解除)、第 8 条（総則）は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続するものとする。

第 8 条（総則）

(1)通知

本契約に関連してのいずれの当事者による通知も、書面によるものとし、 電子メール、郵便、または配達サービス（UPS、FedEx、DHL など）により送付されるものとする。

① 技研からソフトウェア使用者への通知は、以下に定める時点で効力を発する。

(a)電子メールによる通知の場合には、技研に知らされたソフトウェア使用者の電子メールアドレスへの送信の翌日（ただし、当該効力発生日がソフトウェア使用者の休業日の場合は、翌営業日）

(b)郵便または配達サービスによる通知の場合には、技研に知らされたソフトウェア使用者の宛先に通常郵便または配達サービスで発送してから 5 日後

② ソフトウェア使用者から技研への通知は、以下に定める時点で効力を発する。

(a) 電子メールによる通知の場合には、gtoss@giken.com への送信の翌日（ただし、当該効力発生日が技研の休業日の場合は、翌営業日）

(b) 郵便または配達サービスによる通知の場合には、Giken Seisakusho Co., Ltd., 3948-1 Nunoshida, Kochi-shi, Kochi 781-5195, Japan（名宛人：GTOSS Headquarter）において技研が受け取った時。

(2)準拠法および合意管轄

本契約は、日本国法に準拠し、これらに従って解釈される。抵触法の原則を除き日本国法が適用される。但し、国際物品売買契約に関する国連条約および統一コンピュータ情報取引法は本契約に適用されない。(かつ、かかる適用は除外される。）また、本契約に起因または関連する一切の請求、訴訟または紛争は、日本国東京地方裁判所におい

てのみ提起され、両当事者はそれらの裁判所の専属管轄に従うことに同意する。但し、技研が知的財産権侵害を原因とする訴訟を、当該侵害が生じたとされる国において提起することを妨げない。

(3)譲渡禁止、支払不能

ソフトウェア使用者は、技研の書面による事前の同意（技研の単独のかつ絶対的な裁量でこれを留保することができる。）なしには、（株式または資産の売買によってか、支配の変動によってか、法律の運用によってか、その他によってかにかかわらず）本契約または本契約上の権利を譲渡することができず、ソフトウェア使用者によってなされたとされる譲渡は無効とする。

(4)技研の子会社および関連会社

技研は、本契約に関連する活動（本ソフトウェアの引渡しを含むが、これに限定されない。）に自己の子会社および関連会社を従事させることができることを、ソフトウェア使用者は了解するものとする。但し、技研が本契約上の義務に依然として拘束される。技研の子会社および関連会社が本契約の履行を強制する（本契約の違反を理由に法的措置を講じることを含む。）ことができることについても、ソフトウェア使用者は同意するものとする。

(5)可分性

本契約のいずれかの規定の全部または一部が、適用法令により違法、無効または執行不能と判断された場合、当該規定の全部または一部が違法、無効または執行不能である法域において違法、無効または執行不能である範囲内で効力を有さないものとし、両当事者の意図に最大限の効力を与えるよう、適用法令との適合を確保するために必要な範囲内でのみ修正されたとみなされるものとする。当該法域で当該規定が違法、無効または執行不能であることは、他の法域における当該規定またはその他の規定の適法性、有効性または執行可能性に対していかなる影響も及ぼさない。

(6)権利放棄の不成立

本契約のいかなる条項または規定も、その適用の除外によって不利益を被る側の当事者を代表して署名された書面においてその適用が除外されない限り、適用除外とみなされないものとし、いかなる違反も、それを容認することによって不利益を被る側の当事者を代表して署名された書面によらない限り、容認されないものとする。違反に対して行使し得る権利の不行使（明示的な不行使か、黙示的な不行使かを問わない。）は、他の違反、異なる違反もしくはその後の違反への同意、または他の違反、異なる違反もしくはその後の違反に対して行使し得る権利の放棄、または他の違反、異なる違反もしくはその後の違反を容認するものではない。

(7)監査

ソフトウェア使用者は、本ソフトウェア並びにそのインストールおよび使用に関する監査を要求する権利を有することについて、同意するものとする。かかる監査の一環として技研またはその代行者は、ソフトウェア使用者に対する 15 日前の事前通知のうえ、本ソフトウェアの使用が本契約に適合していることを確認するために、ソフトウェア使用者の記録、システムおよび事業施設を検査する権利を有するものとする。ソフトウェア使用者は、かかる監査を可能にするため、最大限の協力をするものとする。技研がソフトウェア使用者による本ソフトウェアの使用は本契約に適合していないと判断した場合、ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアの使用を本契約および適用されるその他の条件に適合させるために、有効なライセンスを直ちに取得した上で、当該ライセンス料および合理的な監査費用を支払うものとする。技研は、かかる支払いを受ける権利に加え、コモンロー上または衡平法上受けることができるその他の一切の救済を求める権利を、本契約に基づくか否かにかかわらず留保する。

(8)正文

本契約書の日本語版と翻訳版との間に齟齬がある場合、日本語版が法的拘束力を有するものとする。

(9)不可抗力

技研は、天変地異、または技研の合理的支配が及ばないその他の事由に起因する履行遅延または不履行の結果として生じる損失、損害または罰について責任を負わないものとする。

(10)輸出管理

ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアが日本国の輸出管理法規の適用を受けることについて、同意するものとする。ソフトウェア使用者は、それらの法規を遵守するものとする。日本国の輸出管理法規に基づき、制限を受ける国もしくは制限を受けるエンドユーザに、または制限される最終用途のために本ソフトウェアをダウンロード、輸出、再輸出または移転してはならない。ソフトウェア使用者は、ソフトウェア使用者およびソフトウェア使用者の人員が、制限を受ける国に所在しておらず、制限を受ける国の居住者または国民でもなく、日本国政府の制限を受けるエンドユーザリストに載っておらず、日本国の輸出管理法規のもとで別段の許諾がなされない限り、制限される最終用途に本ソフトウェアを使用しないことについて、表明、保証および約束するものとする。ソフトウェア使用者は本ソフトウェアに適用される輸出管理規制について正確に把握するためには、日本国の輸出管理法規を参照することが必要であることについて了解するものとする。

(11)完全合意

本契約は、本契約の対象事項に関する両当事者間の完全合意を構成するものであり、本契約の対象事項に関して過去または本契約の締結と同時になされた一切の合意、協議、連絡、約束、表明、保証、公表または了解を統合し、それらに優先するものとする。両当事者は、本契約を締結するにあたり、自らが本契約に明記されていない、いかなる合意、協議、連絡、約束、表明、保証、公表または了解にも依拠していないことについて了解するものとする。ソフトウェア使用者からの連絡において、本契約を変更することを目的とするものは、権限を委任されている技研の代表者が署名した書面において同意されない限り無効とする。本契約のその他の変更も、権限を委任されている技研の代表者が署名した書面において同意されない限り、無効とする。

株式会社 技研製作所
高知県高知市布師田 3948 番地 1
TEL088-846-6783　FAX088-826-5288